

第98回サービス統計・企業統計部会（書面開催）議事結果

1 日 付 令和2年5月15日（金）～6月4日（木）

2 審議参加者

【委員】

椿 広計（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

成田 礼子、宇南山 卓、菅 幹雄

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

3 議 事 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和2年4月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、緊急事態宣言が効力を有する間、遠隔開催以外は中止とする。」と定められたことに伴い、第98回サービス統計・企業統計部会は、資料1-1、1-2、2及び3に基づき、書面による審議が行われた。

今回の審議では、経済センサス-活動調査の変更のうち、「集計事項」、「立入検査等に関する規定」及び「経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の同時実施」について、審議の結果、変更は適当とすることとされた。

また、立入検査については、統計改革推進会議最終報告書及び第Ⅲ期基本計画において掲げられていた事項であり、統計精度向上に向けて、立入検査も必要である。今回の諮問には、具体的な立入検査の対象事項等が示されていないが、実際の立入検査に際しては、報告者の納得のいく運営にすべきであり、対象事項等の基準を合理性・効率性をもって定めると共に、立入検査を受ける報告者がその理由を正しく知ることができるように、予測可能性・透明性を高めてもらいたいとの意見があった。このことから、後日、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について統計委員会に報告することとされた（委員から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり）。

第 98 回サービス統計・企業統計部会

配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	野呂 順一
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2	14	<p>表 9③旧商業統計調査で公表していた立地環境特性編に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場拡大が著しい「インターネット販売」の実態について、利用者には、インターネット販売の実態をより詳細に把握したいとのニーズも高まっている。 例えば、「通信・カタログ販売、インターネット販売」と公表されていた項目に関して、「通信・カタログ販売」と「インターネット販売」に分けて公表することは可能か。また、「産業分類別」の「インターネット販売・商品販売額」等を公表することは可能か。 	<p>今回作成する立地環境特性編においては、通信・カタログ販売や、インターネット販売等の集計はいたしません。確報集計の「1 事業所に関する集計 (2) 産業別集計 ③卸売業、小売業 1 産業編 (総括表)」の統計表においては、商品販売形態別 (店頭販売、訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売、その他) の集計を行っており、小売業の産業分類小分類別・細分類別に、インターネット販売による年間商品販売額を公表いたします。</p>
2	15	<p>立入検査の運営に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査については、もともと統計改革推進会議最終報告書でも第Ⅲ期基本計画でも掲げられていた事項でもあり、統計精度向上に向けて、立入検査も必要と思っている。 今回の諮問には、具体的な立入検査の対象事項や対象企業等が示されていないが、実際の立入検査に際しては、報告者の納得のいく運営にすべきであり、対象事項や対象企業等の基準を合理性・効率性をもって定めると共に、立入検査を受ける報告者がその理由を正しく知ることができるように、予測可能性・透明性を高めていただきたい。 	<p>(事務局からのコメント)</p> <p>第Ⅲ期基本計画では、本調査における立入検査の実務的な方策を検討する前提として、総務省において調査実施者の協力を得て「統計法第 15 条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る」とこととされており、これについては本調査に限らず、基幹統計調査全般に関わることから、今後、施行状況報告等の場を活用しながら、検討状況について適宜報告を行いたいと考えております。</p> <p>(調査実施者からの回答)</p> <p>上記の結論も踏まえ、本調査における立入検査の実務的な方策を検討してまいりたいと考えております。</p>

委員等お名前	宮川 努
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2	14	今回からサービス分野で新たに生産物分類での記入を依頼することになっている。前回までの産業分類とは概念が異なることはわかるが、何回かの経済センサスをまとめて利用するユーザーのために、ラフな対照表を（注釈付きで）公表の際に提供することはできないのか。	委員のご認識のとおり、用途の類似性を指向した生産物分類と生産技術等の類似性を主眼とした基準である産業分類は概念が異なることから、厳密な対応はできないものの、一定の品目群の範囲での対照表（注釈等を付記）を公表の際に結果利用上の注意等の中で提供してまいります。
3	19	論点○に対する回答は曖昧。個人企業経済調査分は別途公表し、時系列的にデータがとれるようにするのか。	委員のご指摘のとおり、個人企業経済調査分については、基幹統計調査である個人企業経済調査の集計結果として、経済センサス - 活動調査の結果とは別途作成・公表し、時系列にデータが取れるようにすることとしております。

委員等お名前	菅 幹雄
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	18	立地環境特性編について、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加することは、「商店街振興施策を決定する際の商店街の状況把握」に役立ち、大変に有意義であると考えられる。確認したいのは、ここでいうところの「飲食サービス業」とは「中分類 76 飲食店」、「生活関連サービス業の個人向けサービス業」とは「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」とであると思われるが、それで正しいか？また「中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業」、「中分類 80 娯楽業」は含めるのか？すなわち、弁当屋と映画館、ゲームセンター、パチンコ店を含めるのか？	「飲食サービス業」は、「中分類 76 飲食店」及び「中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業」を対象としますので、弁当屋は含まれます。一方、「生活関連サービス業の個人向けサービス業」は、「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業（法人向けが主なりネンサプライ業は除く）」及び「中分類 79 その他の生活関連サービス業（公営が多く占める火葬業、墓地管理業は除く）」を対象としており、「中分類 80 娯楽業」は対象としないため、映画館、ゲームセンター、パチンコ店は含まれません。